
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 534 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 534 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 8 日開催）において、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての再提案及びステップ 4 における債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定について聞かれた意見への対応について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する意見）

案 2 に賛同する意見

2. 有価証券は基本的には売買されるものであり、回収と売却の両方によるキャッシュ・フローが生じる。このため、その他有価証券全てを減損のプロジェクトで検討する場合、純利益及びその他の包括利益に認識すべきものはそれぞれ何であるかという議論は避けられない。また、減損プロジェクトで検討した後に分類及び測定の見直しを行った場合、減損のプロジェクトで定めた事項を覆す必要性が生じる可能性もある。一方、案 2 は基本的に回収によってキャッシュ・フローが生じる有価証券に範囲を絞って議論することができ、手戻りが生じる可能性も低いため、案 2 に賛同する。
3. その他有価証券すべてを減損プロジェクトの対象とした場合、金利リスクを市場部門で管理していることから、金融機関への影響は大きくなる。このため、時間をかけた議論が必要となり、減損プロジェクト自体が完了しないこととなるリスクが生じる。一方、案 2 の対象となる満期保有目的債券及び貸付金代替性債券は減損プロジェクトとの親和性は高いため、案 2 で検討を進めるのが良いと考える。
4. 案 3 で進める場合には、時価評価との関係での予想信用損失モデルの導入のメリット、投資信託等の予想信用損失モデルが馴染まない有価証券の取扱い、実務負担及び手戻りのリスクなど様々な懸念が生じる。また、事業モデルや SPPI の概念を導入しないという前提を置くことができれば、案 3 の検討も比較的容易になるものの、その前提を置くための検討には多くの時間を要すると考えられる。一方、減損プロジェクトの完了がこれ

以上遅れることは市場にとって望ましいことではなく、課題の重さや減損に関する会計基準の開発の時間軸も鑑みて、案2で進めるのが良いと考える。

- 理想的には分類及び測定の見直しを含めて検討すべきであるものの、全体的なプロジェクトのスピード、分類及び測定の見直しを効率的に進めるということを総合的に鑑みれば案2の方が効率的であるため、案2に賛同する。

案3に賛同する意見

- 分類及び測定の議論では、何を債券とみなすかという点が議論が多い点であり、SPPIの概念を我が国の会計基準に取り込むかという点について関係者の合意を得るのは簡単ではないことから、案2を採用しても案1と同じ課題が生じると考えられる。事務局の資料では、案2を採用した場合には、早期に債券の分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始することが必要とされているが、このような決め事を行うことが将来の議論の支障となる可能性があり、金融商品プロジェクト全体が合意を得るのが難しいものになることを懸念する。
- 満期保有目的の債券に分類されている債券と同種の債券をその他有価証券として保有する場合について、当該その他有価証券に予想信用損失モデルを適用することのハードルが何かについて十分に理解できない。仮に実務的なハードルが存在しない場合に、同種の債券に関して保有目的によって取扱いが変わるのは不整合であり、会計基準がその他有価証券の債券に対して予想信用損失モデルを適用することを妨げるのはコンバージョンの観点から問題があると考ええる。
- (第6項及び前項を踏まえ、)案3をベースとして、実務的に困難な点について簡便法を採用する、またはカーブアウトするという議論をした方が結果的に整理が進み、早期に会計基準の開発を進めることができると考える。

その他

- 当初のプロジェクトの目的から、案1は採用せず、案2または案3を採用するという事務局の方針に賛同する。
- 案2で進める場合、貸付金代替性債券の定義に関する事務局提案では、例えばSPCが発行するアセットバックの債券が入るなど、意図しない債券が含まれる可能性を懸念しているため、貸付金代替性債券をより精緻に定義する必要があると考える。
- 案2に関して、債券の発行者の信用状態の著しい悪化を理由として満期保有目的の債券

からその他有価証券へ振り替えた場合、振替前は予想信用損失に基づいて減損を判定するのに対して、振替後は 30%-50%基準により減損を判定することになってしまうと考える。このため、満期保有目的の債券からその他有価証券へ振り替えに関する定めについて見直すことを検討する必要がある。

12. 保有目的区分という分類とは異なる貸付金代替性債券という分類を入れる案 2 の対応は暫定的なものであり、これによって保有目的区分の分類の考え方を変えるわけではないということを明確にした方が良く考える。

(債権単位での SICR の判定に関する意見)

13. アプローチ 1 の反証方法及びアプローチ 3 をオプションとしないことの両方の事務局提案に賛同する。ただし、アプローチ 1 が複雑化しているため、文案を作成する際には、例えば正常先の 3 区分の定義の定め方などについて、より明瞭になるように表現を見直していただきたい。

以 上